

中央職業訓練所の設立に関する一考察

－職業訓練指導員養成論をめぐって－

田 中 萬 年

目 次

はじめに

1. 中訓設立の要望と時代背景

1-1 社会的要望

1-2 臨時職業訓練審議会の答申

2. 中訓設立の国会審議と意味

2-1 職業訓練の予算審議

2-2 「職業訓練法」の法案審議

2-3 「職業訓練法」の解説

2-4 「雇用促進事業団設置法」の審議

3. 中訓設立にむけた論点と準備

3-1 理念・目的について

3-2 制度・政策について

3-3 内容・方法について

3-4 運営のあり方について

4. 中訓設立の日本の課題

おわりに

はじめに

職業能力開発総合大学校（以下、「職業大」という）の前身である中央職業訓練所（以下、「中訓」という）が設立されたのは1961（昭和36）年であり、まもなく50周年を迎える。つまり、中訓の設立に関する議論があったのは半世紀も前になった。ここで、中訓の設立に関する経過を繙くことは、今後の職業大のあり方を検討することに有効と考える。

中訓設立の一端は成瀬政男初代校長の回想録や最初の記念誌である『訓大20年の歩み』にみることができるが、特に設立に至るまでの全貌が解明されているとはいえない。そこで本稿では、中訓が設立された経過を解明することを目的とする⁽¹⁾。

なお、「職業訓練法」の公布によりただちに中訓が設立されたわけではない。つまり、法律に中訓は規定されたが、設立は法の施行3年後なのである。このように、中訓の設立に関してはいくつかの知られてない事実がある。これらの隠れた事実も解明したい。

中訓を規定した「職業訓練法」は1958（昭和33）年

5月2日に公布された⁽²⁾。この「職業訓練法」案を審議していた衆議院社会労働委員会において、社会党の滝井義高理事は「中央職業訓練所は…中央職業訓練指導所である」というような奇異な質問をしている⁽³⁾。この“中央職業訓練指導所”の言葉は今日の職業大の意義をめぐる議論に極めて重要な関係があるよう思われる。この点も興味深い視点である。

また、中訓の構想にはそれまでに無い大学像の追究もあった。この点についても解明出来れば幸いである。

ところで、戦後の職業訓練指導員の養成制度は「職業訓練法」が制定されるまで確立していらず、公共職業訓練、企業内職業訓練の両者ともが指導員についての認定制度であった⁽⁴⁾。やがて、公共職業補導と技能者養成を統合する案として臨時職業訓練審議会より1957（昭和32）年12月6日に「職業訓練制度の確立に関する答申」が出される。その答申の中で職業訓練指導員養成の課題が掲げられる。その背景を最初に見てみよう。

1. 中訓設立の要望と時代背景

1-1 社会的要望

朝鮮戦争による“特需ブーム”を引き金として戦後の壊滅的に破壊されたわが国の産業界は活況を呈するようになり、労働者の求人が問題となった。さらに、国際的にはスポーツニックショックと東西冷戦の深刻化により、国内の科学・技術の向上が喫緊の課題となつた。これらは技術革新と高度経済成長の端緒となり、やがて1960（昭和35）年に「国民所得倍増計画」が閣議決定され、熟練労働者が不足し、技能労働者養成の要請が高まってきた。

このような時代的状況を受けて民間の技能者養成は伝統産業職種から重工業関係職種へと転換、強化拡大された。公共職業補導は失業者の為に整備されていたが、昭和26年の「職業補導の根本方針」の制定により新規中卒者が入所者の対象とされると同時に衣食住の職種から重工業職種へ転換が始まった。つまり、企業内訓練、公共訓練ともに中卒者を対象とした重工業重視の訓練になり、両者の実態が類似してきた。

企業内と公共の制度が類似すると、その同等性が注目され、両制度を統合する機運が強まつた⁽⁵⁾。その統合法の制定準備のために職業訓練審議室が設置された⁽⁶⁾。このような社会的情勢の下での職業訓練指導員養成の要請は、全く戦前と同一であった⁽⁷⁾。労働省は、昭和32年1月17日の労働省訓令第1号にて「労働大臣官房に職業訓練審議室を置く」訓令を公布し、「所掌事務」として次のように規定した。

技能者養成、職業補導、監督者訓練、職業教育その他の職業訓練についての総合的調査及び企画に関すること。

しかし、この段階では未だ指導員については構想されていなかったが、監督者について考えられていたことが分かる。同審議室は上の規定に基づいて、学識経験者の意見を聴取するため職業訓練講話会を7回開催した。その後、講話会で指摘された問題を集中的に討議するために職業訓練懇談会を開催し、職業訓練制度のあり方を討議した。懇談会の討議事項は次のようになっている⁽⁸⁾。

（一）総括的問題点

1. 各行政機関によって行われている技術者教育を一本化するよう考慮する必要がある。
2. アメリカのように、職業登録の制度を考えたらよい。

3. 級別に格付する技能検定制度を導入し、国家検定として実施すべきである。
4. 職業訓練振興法を制定し、国の補助金を誘因として、職業訓練を振興すべきである。
5. 技能者養成の指導員、職業補導の指導員等を再訓練する制度を考える必要がある。

（二）技能者養成に関する問題点

1. 及び2.（略）
3. 技能者養成を、国の施設においても実施すべきであり、その際、民間企業の優秀な指導員の協助を求めるべきである。
4. 技能者養成の指導員に対しては、TWIの訓練をすべきである。

（三）職業指導に関する問題点（略）

（四）監督者訓練に関する問題点（略）

（一）の5.のように、職業訓練指導員の問題は再訓練であり、この時点では指導員の養成問題は出されていなかったことが分かる。また、技能者養成を国で実施するために企業の指導員の助力を受けることが勧告されており、興味深い。また、企業の指導員にはTWIを実施することも要望され、後の中訓のカリキュラム構成に連動したものと考えられる。

なお、（一）の1.の問題の捉え方には文部省の技術者教育が入っていて、このことは今日から見ると奇異に感じられるが、その構想は既にあった⁽⁹⁾のである。

上のような職業訓練制度の改革を目指して、審議室は臨時職業訓練審議会の設置準備を行ったのである。

1-2 臨時職業訓練審議会の答申

職業訓練制度の確立に関して審議するために臨時職業訓練審議会（以下、「臨訓審」という）の設置が昭和32年8月17日に閣議決定された。その設置の目的について閣議決定の前書きは次のように述べている⁽¹⁰⁾。

労働者に職業的知識及び技能を習得させ、又は向上させることにより、産業に必要な技能労働力を培養し雇用問題の解決及び生産性の向上に資するための職業訓練制度に関する事項を審議するため、左記により労働省に臨時職業訓練制度審議会を設置する。

ただし、残念ながら資料として極めて重要な議事録を入手できなかった。その概要が紹介されている雑誌記事から整理すると次のようになる。

第1回の臨訓審は9月12日に開催され、委員の任命、

労働大臣からの諮問と質疑応答が行われた。委員には文部省の課長等の他の省庁の官僚も選任されている。臨訓審は全5回と現地視察、及び小委員会の活動を行った。

第2回（9月24日）では「良質な指導員充足の必要性とその処遇の向上」等が委員から要望されている。

第3回（10月10日）では、「訓練指導員と学校教員との資格調整」について意見交換されている。

第4回（10月24日）の審議会を終えると答申案の起草のために小委員会が設置された。委員会は11月5、13、20日に開催され、答申案を起草した。

第5回審議会は12月6日に開催された。審議会は小委員会の原案に修正を行い、全会一致で「職業訓練制度の確立に関する答申」を可決した。答申には職業訓練指導員の問題について、「二 職業訓練の原則」の（二）「職業訓練における総合性の確保」において次のように述べている（資料③）⁽¹¹⁾。

（ロ）職業訓練指導員の資格とその養成

職業訓練の実効をおさめるためには、優秀な指導員の確保を図ることが最も肝要であるが、現状においては、その質、量とも十分とはい難いので、その待遇改善と相まって、積極的にこれが養成を図るとともに、指導員に対する研修制度を設け、権威ある免許制を確立する必要がある。

なお、職業訓練指導員の資格は、政府及び企業の行う職業訓練の両者について共通なものとすべきである。

ここで、職業訓練指導員の養成が強調され、研修制度も提起していたことが分かる。そして、「三 政府の行う職業訓練の推進」で次のように述べていた。

（三）中央職業訓練指導所^{（ワ）}

中央職業訓練指導所においては、

- （イ）職業訓練の基準、教科書、教材等の作製、技能検定のための技能の測定及び評価等についての調査研究を行うとともに、
- （ロ）職業訓練指導員の養成及び再訓練を行うものとし、
- （ハ）これらの業務を行うために必要なモデル職業訓練所を附設するものとする。

ここではじめて職業訓練指導員の養成を実施する施設名が登場した。しかし、それは中央職業訓練所ではなく、中央職業訓練指導所であった。他の施設名は訓練所だったのであり、ここでは「指導」という名称を付加して他の訓練所との違いを強調していたことが分

かる。そして、中央職業訓練指導所の第一の役割として職業訓練に関する調査研究を上げていたのである。

また、答申は、「五 職長等に対する職業訓練の推進」の項で次のように述べていた。

（四）技能検定合格者に対する措置

技能検定に合格した者に対しては、技能証明書を交付するとともに、技能士の名称を与えて、その社会的地位の確立を図ることが適当である。

なお、職業訓練指導員の資格については、技能検定合格者について十分な考慮を払うことが必要である。

上の意味は、養成方式ではない職業訓練指導員のあり方を技能検定や熟練労働者の問題としても提起したのであった。

以上のような答申を得て、労働省は「職業訓練法」の成立に向けた検討を始めた。そして、「職業訓練法」案は2月21日に内閣により衆議院社会労働委員会に付託された。

2. 中訓設立の国会審議と意味

中訓に関する各種法案の国会における審議を見てみよう。

2-1 職業訓練の予算審議

中訓に関する審議は「職業訓練法案」の審議に先立ち、昭和33年度の予算案審議の中で既に行われていた。中訓に絞りその経過をみてみよう。

予算審議の議論での政府説明は、施設名称を中央職業訓練指導所として答弁している。例えば、昭和32年11月11日の参議院社会労働委員会（以下、「社労委」という）における説明員の説明、昭和33年2月6日の衆議院社労委における松永政府委員の説明、2月13日の参議院社労委における政府委員の説明、2月14日の衆議院予算委員会における松永政府委員の説明に現れている。昭和33年2月13日の参議院社労委における政府委員（松永正男）は次のように説明している。

中央職業訓練指導所の経費でございます。これは、三十三年度におきまして新たに建設をいたす施設でございますが、その施設費の一部といたしまして、五千三万七千円を計上してございます。これは、職業訓練所の中央センターといたしまして職業訓練指導員の訓練、職業訓練に関する調査研究を行うというセンター的な訓練所でございます。

予算審議では指導員の訓練と調査研究を実施するという説明を行っている。これらの審議では何れも「中央職業訓練指導所」の名称でその建設が議論されていことがある。つまり、予算の審議段階では中央職業訓練指導所で理解が進んでいたのである。その意識により委員が次に始まる「職業訓練法」案の審議を行っていたことがわかるのである。

このように、国会に提出された正式な「職業訓練法案」以前の段階では、臨訓審の答申のままに中央職業訓練指導所であった。このようなことが「はじめに」に紹介した滝井理事による「中央職業訓練所は中央職業訓練指導所である」という質問に連なったことと考えられるのである。

昭和34年2月3日の「職業訓練法」成立後の衆議院社労委における松永政府委員は次のように説明している。

……次に中央職業訓練所でございますが、これは目下建設中でございまして、まだ開設をいたしておりませんが、三十三年度におきまして五千万円の建築費を計上してございますが、引き続いて三十四年度において四千九百二十六万三千円の建築費を計上いたしまして、これで建築を完了するという予定でございます。三十五年度から業務を開始する予定になっております。

上のよう、最初の構想では建設を2年で終え、昭和35年度より開所する計画であった。しかし、35年度には完成には至らず、昭和35年2月9日の参議院社会労働委員会での和田政府委員の次の答弁となる。

その次の、中央職業訓練所は、三十五年度の要求額をもちまして設備関係は一応完了をするというものでございます。三十五年度中ではまだこれの運営を始めませんで、そこに運営費といたしまして百八十四万五千円が計上してございますのは、準備段階の要員をば二ヵ月間十九人置くというだけでございまして、三十五年度はまだ運営に入らないというような次第でございます。三十六年度以降になろうかと存じます。

このように、新設の中訓はその建設に約3年を要することになる。そして、昭和36年02月07日の参議院社会労働委員会では政府委員（和田勝美）が次のように答弁している。

中央職業訓練所費を一億四千七百十三万お願いをいたしております。中身は運営費といたしまして三千二百二十万四千円、

建設費が二千四百八十五万三千円、機械購入が九千七万三千円でございます。これによりまして三十六年度の四月から中央職業訓練所は運営を開始することになります。

ここにようやく、中訓の開設・運営に目途が立ったのである。

もちろん、予算案審議の中でも中訓における調査研究に関する解説は行われている。まず、昭和33年2月6日に衆議院社労委において松永政府委員が行った次のような説明である。

…中央職業訓練指導所におきましては、職業訓練及び技能検定につきましての基本的な調査研究を行うということを主たる業務といたしておるのでございます。

また、2月13日の参議院社労委において政府委員（松永正男）は次のように説明している。

…中央職業訓練指導所の経費でございます。これは三十三年度におきまして、五千三万七千円を計上してございます。これは、職業訓練の中央センターといたしまして職業訓練指導員の訓練、職業訓練に関する調査研究を行うという、センター的な訓練所でございます。

以上のように、初期の段階では職業訓練の調査研究は常に強調されていたのである。

2-2 「職業訓練法」の法案審議

昭和33年2月21日に国会に提案された「職業訓練法案要綱」における中訓については次のように規定されていた。

三 中央職業訓練所

中央職業訓練所は失業保険施設として労働福祉事業団が設置するものとし、職業訓練に関する調査研究、職業訓練指導員の訓練及びこれらに附随して行う職業訓練等の業務を行うものとすること。

上の要綱で明らかなように、それまでの予算案審議とは異なり、「指導」が削除されている。この「指導」が削除された理由は極めて重要であるが、残念ながらその理由を明らかにする資料を発見することができない。今後の課題としたい。

そして、2月28日に社会労働委員会において石田博英労働大臣は「職業訓練法」案の提案理由を述べてい

る。その説明では職業訓練指導員問題については免許と試験制度の紹介にとどまり、中訓についての解説はなされなかった。

しかし、審議が始まると、中訓についての質疑は毎回行われている。中訓について冒頭に注目して紹介した質疑とは、3月25日の社会労働委員会における滝井理事の次のような発言である。

中央職業訓練所の方は幾分学問的なニュアンス、研究、調査というものが加わっておるということなんですね。

たとえば中央職業訓練所一つをとってみても、少なくとも中央職業訓練指導所でございますから、全国の職業訓練の模範的な機能と運営がそこで行われなければならぬと思うのです。

法案では「中央職業訓練指導所」ではなく「中央職業訓練所」であった。上の質問に石田労働大臣は「中央職業訓練所の所長は、…当然権威者をもってあて」る、と答弁している。これは「学問的なニュアンス、研究、調査というものが加わっておる」に対してのみにしか応えていないといえる。滝井委員の質疑にあった「中央職業訓練所は…中央職業訓練指導所である」という事に対しての回答はなかったのである。

「職業訓練法」案の審議で「中央職業訓練指導所」の言葉が出たのはこの時のみであり、「指導所」の名称は既に明らかのように、労働省関係予算の審議において使用されていた。滝井氏の質問は、その予算審議段階の意識による勘違いともいえるが、むしろ、「指導」の本来の意味を政府へ喚起した質問だったのではないかろうか。以下の課題としたい。

元の案にあった「指導」に関する審議で重要な論点として以下が注目される。一つは昭和33年3月18日に衆議院社労委において渋谷政府委員が行った次のような説明である。

第七条の中央職業訓練所というものが、今回初めて作られる施設でございますが、この中央職業訓練所の最も大きな仕事の一つとして、「職業訓練指導員の訓練を行う」と第二項に規定してございますが、ここを中心にして、それからもう一つは各府県に設置されます総合職業訓練所、これもはっきり法律でも書いてございますように、職業訓練指導員の訓練を行うことになっております。この二つの系統の施設を通じて積極的に職業訓練指導員の養成訓練を行いまして、いい先生が得られない中小企業方面に送り込んでいきたいという考えに立っているわけであります。

この時の説明では、中訓の業務の第二項のみについて説明している。そして、その職業訓練指導員の養成は全国の総合職業訓練所（以下、総訓という）においても行うことを強調していた。この総訓での指導員養成とは、当時の“三・八講習”を意図していたと思われ、中訓における養成とは根本的な差異が有ったはずであるが、これらの区別の説明は明確になされなかった。

特に、職業訓練指導員の養成問題も中小企業のために実施すると述べていたことは記憶しておかねばならない。なぜなら、往々にして公的な職業訓練が中小の企業のためという前提が忘れられるきらいがあるからである。

中訓については、昭和33年3月25日の衆議院社労委における滝井委員と石田大臣との次のような質疑応答が注目される。

○滝井委員 ……おそらく初めの構想は少くとも労働省直轄の職業訓練所を作りたかったのではないかということをこの法案を読んで感じた。今大臣が予算の関係で、とこうお漏らしになったことは、結局予算がとれなかつたのでやむなく福祉事業団の方のすみっこと言つては語弊があるが、すみっこに作らざるを得なくなつた……、やはり私は少くとも職業訓練を本格的に労働省がやらしようとするならば、中央職業訓練所というようなものは大臣の直轄にすべきだと私は思う。そうしてそれを今度は他の事業場の訓練なり都道府県の一般職業訓練が見習う形が作られなければこれはどうも逆な感じがする。……今年度はやむを得ないにしても、来年度からは少くとも中央職業訓練所がやられるならば、労働省の直轄として考慮してもらいたいと思うのですが、その点どうですか。

○石田国務大臣 今の滝井さんの御意見は私は十分傾聴すべき点が多くあると存じます。現在の法律の原案をもって万全を期したいと思っておりますけれども、御指摘のような点につきましても将来考究いたしたいと存じます。

○滝井委員 ぜひ一つ権威ある中央職業訓練所を作っていただくようにお願いをいたしておきます。

上のように、中訓の設置は労働省直轄でやるべきとした質問が有ったが、しかし、中訓の設置母体についての議論は予算措置の取扱いでかみ合わずに終えた。結果、中訓の位置づけは法案と変わらず労働福祉事業団に委ねられるのである。この結果、初期の「指導」の意図を確認するために、後に紹介する労働省と労働福祉事業団（以下、労福団という）と中訓との“三者協議”が開催されることになる。

以上のように、残念ながら中央職業訓練指導所の名

称から「指導」を削除して中央職業訓練所に変更した理由を明らかに出来ないが、職業訓練の歴史にとってはこの変更は残念であったといえよう。つまり、中訓では職業訓練のセンターという意味に見られ、初期の目的であった職業訓練の研究と職業訓練指導員の養成を意図するニュアンスが醸し出されないからである。

「職業訓練法」案は3月31日に社会労働委員会において全会一致で可決され、同日衆議院本会議でも可決された。

そして、「職業訓練法」案は4月3日に参議院社会労働委員会にて審議が始まった。法案についての補足を政府委員（渋谷直蔵）は次のように説明した。

第七条は、中央職業訓練所でございますが、これは、職業訓練に関する基本的な調査及び研究を行う中央機関として、中央に一ヵ所設置するものでございます。それと同時に、職業訓練の一つのネックになっておりまする職業訓練指導員の訓練をここでやって参りたい、こういうものでございます。

上の説明では、法案の項目通りに一項、二項と説明されている。

また、4月21日の委員会においての片岡議員の質疑と石田大臣の回答は次のようにあった。

○片岡文重君 この法案で見ますと、総合職業訓練所から事業内訓練に対して、施設の貸与あるいは指導員の派遣、資料の提供等々の援助を行うことになっております。しかし、現在の訓練所の実態からいって、こういうことがすぐにできるのかどうか、……

○国務大臣（石田博英君） ……この法案の通過と相待ちまして、中央職業訓練所の拡充をはかって参りまして、将来そういう能力を付与せられた状態を考えて立法しておるわけでございます。

○片岡文重君 ……せっかくこの際本法案を提出されて、青少年の職業訓練に熱意ある意欲を示されるならば、この指導に当られる指導職員の諸君に対しても、そういう身分上の不安を与えないで、できる限り固定化して本職員として採用し、積極的にこの訓練に当らせるような方図を講ずべきではないかと思うが、この点についてはいかがですか。

○国務大臣（石田博英君） ……指導員の問題につきましては、仰せのように、現在決していい待遇ではありません。そればかりでなく、身分上の地位も不安定であります。従って、いよいよ技術者を必要とし、訓練を必要とするときになればなるほど、指導員がむしろ引き抜かれていくという状態で、指導員の不足が非常に中心的な問題の一つになっておるわけで

あります。従って、一方において指導員の養成に中央職業訓練所におきまして鋭意努力をいたしますとともに、その待遇及び身分上の安定についても確保をいたして参りたい、その目標は、指導員の質及び待遇ともに高等学校の教員程度にまで引き上げていきたい、こういうことを目標として努力をして参りたいと思っております。

上の議論のように、中訓の設置についての議員の質疑は政府の提案を後押しする積極的な質疑であったといえよう。このような参議院における社会労働委員会での議論も3回で終え、4月22日に参議院本会議で全会一致の可決となった。

そして、「職業訓練法」は1961（昭和33）年5月2日公布された。中訓についての規定はその第三章「公共職業訓練」に次のように規定された。

第四節 中央職業訓練所

（中央職業訓練所）

第七条 中央職業訓練所は、次の業務を行う。

- 一 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。
 - 二 職業訓練指導員の訓練を行うこと。
 - 三 前二号に掲げる業務に附隨して、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるものはか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。
- 2 中央職業訓練所は、失業保険法第二十七条の二の規定による福祉施設として、労働福祉事業団が設置する。
 - 3 前条第三項の規定は、中央職業訓練所について準用する。

中訓の運営は労福団に委託されることが「職業訓練法」に明記された。しかし、中訓は「職業訓練法」と同時には設立されなかった。中訓は、昭和33年6月30日の「労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令」において、東京都北多摩郡小平町に設置すると明記された。中訓の具体的な設置の準備はこの政令の施行以降であった。

やがて7月1日に「職業訓練法施行規則」が公布され、「職業訓練法」は施行された。当然、同規則に中訓については規定されなかった。つまり、職業訓練所の再編整備が中心となり、中訓の設立は後回しになったのであろう。

しかし、「職業訓練指導員の資格」については第16条に規定されていた。つまり、指導員の免許と試験については法の施行と同時にその運営が開始された。

以上のように、「職業訓練法」の施行時点までは、

中訓とはどのような基準により実施するのか等の制度枠組みについては全く明確ではないのである。総訓とどう異なるのかは職業訓練の研究と指導員の養成施設である、というだけであり、その職業訓練の研究と指導員養成をどのように行うのかの検討は次の段階なのである。

換言すれば、「職業訓練法案」審議の段階では、養成期間等の職業訓練指導員養成の方法論が未だ十分に具体化されていなかった。それに対し、公共職業訓練と事業内職業訓練は旧来の公共職業補導と技能者養成を引き継いだため、「職業訓練法」制定のための手続きの更改で可能だったのである。中訓の設立にはより具体的な検討と施設建設が必要であったのである。

2-3 「職業訓練法」の解説

上のように「職業訓練法」第7条に中訓が規定された。この中訓について、初代職業訓練局長の渋谷直蔵は次のように述べている（資料④）。

〔趣旨〕 本条は、中央職業訓練所の行う業務の範囲を定めたものである。すなわち、職業訓練に関する調査及び研究、職業訓練指導員の訓練と、この二つの業務に附隨して行う職業訓練、その他職業訓練に関し必要な業務を行うこととされている。この中央職業訓練所は、失業保険法第二十七条の二の規定による福祉施設として労働福祉事業団が設置することとなつてゐる。

第一項第一号は、中央職業訓練所の行う業務のうち最も重要なものとして職業訓練に関する調査及び研究をあげている。職業訓練は、産業界の生産技術の進歩に適応し、かつその需要に応じた職種について行われるものであり、特に求職者に対する職業訓練は、短期間に効率的に行われる必要がある。従つて、職業訓練が目標とすべき技能程度の測定、調査、効果的な訓練方法の研究これに関連する技能検定の方法等を中心職業訓練所において行うこととし、もつて職業訓練に関する技術的研究の中枢たらしめようとしているのである。

第一項第二号は、中央職業訓練指導所の業務の第二として職業訓練指導員の訓練をあげている。指導員の訓練は、総合職業訓練所においても行われるが、職業訓練指導員の資質の向上は極めて重要なものであるので、中央職業訓練所はこのための専門的施設となるのである。

第一項第三号は、中央職業訓練所の業務の第三として、職業訓練に関する調査研究及び職業訓練指導員の訓練に附隨して必要な範囲で専門的な技能に関する職業訓練を行うこととしている。これは、学芸大学における附属小、中学校の例と同様の趣旨のものである。

第一項第四号は、以上の業務のほか中央職業訓練所の業務として、職業訓練に関し必要な業務を行うことができることとしたもので、例えば、必要に応じて求職者又は雇用労働者に対する基礎的な技能に関する職業訓練を行うこともできるわけである。

第二項及び第三項は、中央職業訓練所の設置主体等について規定したもので、総合職業訓練所と同様の趣旨である。

〔解説〕 「職業訓練に関する調査及び研究」とは、職業訓練、職業訓練指導員、技能検定等、広い意味での職業訓練に関する技術的、専門的な調査及び研究をいうのである。

職業訓練を効果的に行うためには、産業の要求する技能程度を観測し、職業訓練によって附与せられる技能程度を測定してその標準を決定し、最も効果的な訓練方法を考慮して、施設、教科、訓練期間等の基準を定める必要がある。また、同様に職業訓練の指導に当る職業訓練指導員として必要な技能程度の測定、職業訓練指導員の訓練方法の研究、技能検定の基礎となる技能程度の測定等、職業訓練に関して、技術的、専門的な調査及び研究が必要である。

さらに、外国の新しい技術が導入される場合に、これに伴う技能に関する調査、海外移住者の技能訓練に関連して海外の技能程度の技術的調査等も必要となろう。中央職業訓練所における職業訓練に関する調査及び研究は、このような多くの必要性に基いて行われるが、いずれも技術的なものにとどまるものである。

上の解説は第7条の中訓についての全文である。上の「趣旨」の第一項第二号の説明の箇所で引用者が※印を付けた「指導」は明らかな誤記であり、臨訓審答申案での中央職業訓練指導所に影響されていたのではなかろうか。法案を作成した渋谷と官僚は当初の中央職業訓練指導所の施設名が頭に染み込んでいたのではなかろうか。

注目されることは後半の「解説」において職業訓練の研究のことのみしか述べていないことである。職業訓練指導員について解説していないことは、指導員の養成については不安がなかったものと思われる。なぜなら、「学芸大学」を引用しているように学校教育における教員養成の実情を参考にできるため、誰でもが納得しやすいからである。しかし、職業訓練の研究についてはわが国の歴史上における初めての課題であり、そのチャレンジへの示唆を意図したのではなかろうか。

そして、職業訓練指導員の研究も含むとする指摘は重要である。つまり、職業訓練に関する様々な研究はこれまで努力してきたが、指導員についての研究が最も弱かったといえるからである。

この解説が強調した職業訓練に関する研究、中でも職業訓練指導員の養成論についての研究がその後どのように展開されたかが以下の重要な関心となる。

なお、法律第五章は、「職業訓練指導員」であるが、指導員の免許及び試験等に関する事項であるので、本稿ではその詳細については割愛する。

2-4 「雇用促進事業団設置法」の審議

「職業訓練法」が設立しても中訓の審議が国会で行われていた。その理由は折しも雇用促進事業団が労働福祉事業団より分離独立する法案審議が行われていたからである。その質疑の内容は、それまでの「職業訓練法」審議過程とは若干異なっていた。

1961（昭和36）年2月9日の参議院社会労働委員会で次のような質疑が行われた。

○坂本昭君 …その労働力の移動を容易にするためのいろいろな手段を講じられる。しかし、一番の重点は、この転職訓練にあるのではないかというふうに伺われる。そうするとやはり今まであった職業訓練部門、この部門が充実されるということが今度の事業団の一番大事な目標になる。で、…現在今あるこの訓練部門で何が困っているかというと、いわゆる教導の数の不足なんです。一体教導の数の不足ということが今の中央職業訓練所の訓練によって確保されるという目安があるかどうか、…まずその点一つ大臣に伺っておきたい。

○国務大臣（石田博英君） これはもちろん絶対量、絶対数の不足ということも言えるわけであります。一般に技術者が非常に不足をしておりますから、絶対数が不足ということは言えるわけであります。そこで、その絶対数の不足を緩和するために中央職業訓練所で教導を養成するわけであります。もう一つは、やはりそういう教導を確保しておきますためには給与、待遇、その他の検討を当然しなければならぬと思っております。それとあわせて所要の数の充足に向かって進むつもりであります、それが養成されれば完全に充足されるかどうかという御質問でありますが、不足を充足するために中央職業訓練所を設置をしておるので、充足できるように努力をいたすつもりであります。

また、4月20日の参議院社労委で次のように中訓の開所報告があった。

○国務大臣（石田博英君）…実は私今中央職業訓練所の開所式に臨んで帰ってきたばかりでありますけれども、職業訓練を拡充するといいましても、金だけでは済まないのであります、これはどうしても指導員の養成と並行していかなければ

ならない。で、現在指導員を見込みつつ、最大限に今計画を作っておりますのであります、現在の計画でも指導員の獲得には非常に苦労をしておる。現在本年から第一期生が入りまして、これは四年制であります。ここで養成して参りますと、この養成した者が出てくるに従って拡大はしていくと思つております。…

そして5月16日の衆議院社労委では次のような質疑が行われた。

○河野（正）委員 今御説明がございましたように、四月の二十日から中央職業訓練所が発足する。その訓練所で先ほど私が御指摘をいたしました指導員の養成訓練が行なわれるということになるわけですが、それも大体四年がかりで行なわれる。ところが、先ほど申し上げますように、技術革新によって非常に技術が進んで、高度の技術というものが産業界で要求される。ところが、指導員が非常に不足をしておるにもかかわりませず、四年がかりで実は指導員が養成されるというふうなことでは、どうも間延びしたような感じを強く持つわけです。…せっかく雇用促進事業団法が設けられましても、何か内容が伴わぬような印象を強く受けるわけです。なるほど三十六年度においては、今局長からも、二百五十人の指導員の増員というようなお話をございましたけれども、給与の問題、手当の問題等でなかなかそういう技術者を求めることが困難ではなかろうかというような感じを持つわけです。…

○堀政府委員 中央職業訓練所におきまする養成は始めたばかりでございますが、ただいま御指摘の四年間の訓練期間が原則になっておりますけれども、それとあわせまして、この秋からは短期訓練六ヶ月程度の養成も始めたい。その指導員になるべき人の前歴、経験等からいたしまして、その程度で指導員としての資格を備え得ることのできる方もありますので、この短期訓練も併用して参りたいと考えております。またそれだけでなしに、先ほどお話し申し上げました本年度の増員分の充足につきましては、中央訓練所の養成と並行いたしまして充実して参りたいと考えております。これは御指摘のように最近における民間一般の技術者の不足という大きな波がありますのでなかなか困難な問題でございますが、私どもはやはりその中におきましても、その場所とそれから訓練所の内容等によりまして、具体的にそれに適する人を探し出すということを個別的なケース・ワークとして行ないますれば、これは努力次第によりましては充足も困難な問題ではないと考えます。…

以上のように指導員に関する質疑は、中訓での養成方法ではなく、指導員を養成しても現下の技術者・労

労働者不足に職業訓練制度は対応出来ないのではないかとの危惧の立場から質問がなされ、中訓での養成として6ヶ月の「短期訓練」の募集を行うこと、指導員を継続的に確保するために給与や待遇の改善等が検討されていることが表明されている。

「雇用促進事業団法」は昭和36年6月6日に制定され、7月1日より業務を開始する。労福団で設立された中訓は3ヶ月後には雇用促進事業団に引き継がれることになる。

3. 中訓設立にむけた論点と準備

それでは、中訓が「職業訓練法」成立後にどのように設立されるのか、その事情について見てみよう。その論点を便宜的に理念・目的、制度・政策、内容・方法および運営のあり方に分けて分析する。

指導員養成が要請された意味に関する議論が今ひとつ十分に明らかにできないのは、先に紹介したように臨訓審の議事録を入手し得ていないためであるが、その議論が困難を極めたことだけは予想される。何故なら、戦前に確立した職業訓練指導員の養成制度が戦後は崩壊してしまっておりゼロから議論をスタートしなければならなかったからである。それは指導員の再訓練問題から議論が始まっていることに表れている。

3-1 理念・目的について

さて、中訓の設置として、臨訓審では「政府の行う職業訓練を強力に推進する」ためとしており、中訓を行政組織的に活用したいという意図も窺える。このことが、臨訓審答申において中訓を中央職業訓練指導所として「指導」の名を入れていたことと関連があるかも知れない。

この「指導」の用語が入っている意味として、第一は労働省の行政機構の一環として位置づけること、第二は地方の職業訓練所の指導所として位置づけること、そして第一点に関わるが職業訓練の研究所的性格を持たせることの3点が有るように思われる。

このことと関連して既に紹介した、「職業訓練法」の国会審議において法令案では中央職業訓練所であったにもかかわらず、滝井議員は中央職業訓練指導所として議論していたこと、そして渋谷が法律解説でミスプリしたことが挙げられる。この「指導」の言葉に、新たな中訓への期待が込められていたといえよう。

また、「職業訓練法」の渋谷の「解説」は全て「職

業訓練に関する調査及び研究」についてのみの解説となっていることからも理解できる。この研究の中に、職業訓練指導員に関する研究も強く期待されていたことが注目される。

労福団は昭和34年3月17日に第1回「中央職業訓練所設立委員会」(以下、中訓設立委といふ。資料⑤)を開催し、具体的な中訓の設立に関する検討を開始する。中訓設立委の委員を臨訓審委員と比較してみると、臨訓審座長の内田俊一東京工業大学学長が中訓設立委の会長になっている。また、臨訓審委員の乗富丈夫日本光学工業株式会社常務取締役、江下孝労働福祉事業団理事も委員となっている。これらのことから、臨訓審の意向は中訓設立の議論にも継承されたことが予想される。ただ、臨訓審での労働者を代表する委員が中訓設立委委員には入っていないことが気になるところである。

第1回の委員会では中訓設立の趣旨説明等が行われ、4回目の審議で答申案の作成を内田委員長が引き受けた形で議論を終えている。同委員会は4回の会合を開催し、以上の審議を経て「中央職業訓練所の設置運営に関する答申」(資料8)が昭和34年6月30日に労働福祉事業団理事長宛に出されたのである。答申の梗概は次のようになっている。

I 職業訓練指導員の養成

A 長期訓練

B 短期訓練

II 職業訓練指導員の再訓練

III 東南アジア諸国等からの受託職業訓練

IV 職業訓練に関する調査及び研究

V 付設総合総合職業訓練所

VI 組織等について

VII 施設設備について

なお、議論の前提として1回目の会合の後に「中央職業訓練所設置案問題点」を整理している⁽¹²⁾。問題点の二ー(1)の訓練対象者の問題が、制度の議論の基になることが分かる。それでは以下に、中訓の設立目的や理念に関する議論をピックアップしてみよう。

中訓の設立目的を第1回の中訓設立委において、理事長は「中央職業訓練所は訓練所指導員並びに事業所において技能訓練にあたるもののが養成、再訓練を中心として併せて職業訓練全般にわたる調査研究を行うものであります。」との構想を述べた。この理事長挨拶に、中訓設立の重要な課題である職業訓練に関する研

究が軽視されることになる発端を見ることができる。本稿で注目している調査研究の議論は低调であり、第4回に僅かに行われたが、その主要点は次のようにある。

内田 …調査研究の結果は自分のところだけでなく外部へも発表することにより大いに活用出来るようにしたい。

有馬 行政機関は行政におわれているので中訓の業務として網羅的にあげたが内容については労働省とのダブりのないようしたい。

乗富 成果を公表して関係者にサービスし、或は指導することは大いにやらなければならないことだが、成果をどのような形で発表するのか。

池辺 現在事業団は機関誌をもっており、又労働省にも機関誌があるのでこれらを利用したり或いは日本職業訓練協会にも機関誌を出してもらいこれらの機関誌を通して発表するつもりだ。

有馬 機関誌の一部として発表するよりも定期的な刊行物を出した方がよいと思う。

乗富 資料は売ってもかまわないでしょう。

有馬 かまわない、むしろ活用して財源にしたい。

有馬 それから各項目に「基礎的」と入れたのは行政とのむだなダブりのないようにするためにある。

研究は行政とのダブりを避けるために基礎的な研究とすること、その内容は網羅的に可能なこと、成果は機関誌への掲載のみでなく刊行物として公表し、販売をしても良いこと、等が確認されているにとどまっている。委員会メンバーの顔ぶれは明らかのように、工学の専門家と企業経営者であり、社会科学の専門家がない議論ではこのようになるのは必然であったといえよう。労働省の有馬の主張も表面的な提起であり、渋谷が提起した問題に迫っていなかったといえよう。

同委員会における中訓の設立に関する検討の経過を見ると、残念ながら中訓の構想案が具体化するにつれ、長期訓練の訓練方法が議論の中心となり、研究問題に対する議論が次第に低调になってきた。このことは、目前の指導員養成を如何に進めるかという課題のためにやむを得ないことであったのだろう。換言すれば、職業訓練研究、指導員問題研究が素早い成果を出せないだろうと期待されていなかったためであろうか。

その「中訓は新しい形の学校でありますので、その内容には新しい考えを盛り込んで行きたい。」との内田設立委員会会長の言葉にある（資料⑤－2回）ように、モデルのない中訓の制度について具体的に検討が

始まる。それは中訓の理念の模索とも並行してなさなければならなかった。その「新しい考え方」について第2回委員会において内田は、「三つの事項（指導能力、学問的知識、実技能力）について」と表明し、これらのあり方の議論が中心課題となった。この事項に関して重要な乗富委員による「中訓の先生の資格はいかん」に対して次のような議論が展開される。

有馬 資格基準は別にない。

内田 昔工業専門学校をつくったとき最初の趣旨に反し大学のような教科内容になってしまったのは結局大学出身者がその教職になるので実技が出来ない関係によるものと思う。

有馬 私共が中訓に関する問題を考える場合、常に大学と言ふものが思考のベースになってしまう。

内田 文部省関係の学問中心に対し労働省は実技を中心にしては……。

上の議論のように、実技中心という認識が単に指導員の資格に止まらず、中訓の理念、制度、内容に関連する核心的な方針となつたといえよう。

なお、職業訓練の研究の課題は「中央職業訓練所運営連絡会議議事録（第2回）」（資料⑫）において、中訓が「調査研究の公表について、職業訓練学界をもうけては如何、最近は産業教育学界等も発足しているのでこれらとの関連はあるが、教育学界に偏する。将来学界結成を考えたい。」と提起されていた。職業訓練の研究を学問的に展開しなければならないことが学会の設立に表明されていたのであり、それは既存の研究では不十分であることが理解されている点でも重要であった⁽¹³⁾。

上の意図を具体化して、一時は職業訓練研究発表会が地方でも開催されたが、今日では職業大の発表会に吸収されている。この発表会が職業訓練学会となれば、所期の理念が実現されるといえるのであろうか。この問題は今日もなおその確立が求められている課題だといえよう。

3-2 制度・政策について

『訓大20年の歩み』が紹介している中訓は3年制で議論が始まったという問題について先ずみてみよう。

その案は「機械関係」（資料⑥-(1)）案の4,860時間に示されているように、中訓設立委では年間1,600時間であった。「機械関係」の教科案表と議事録から明らかのように、3年制とは、短大のカリキュラムに大学の教職課程と総訓専門訓練の技能（2級）という

実技を強化した案だった。

ただ、中訓設立委の議事録（資料⑤）によれば、「養成期間」は「以上の内容のものを習得するには三年でよろしいか、或は四年を要するか。」として議論を求めていた。3年制を前提に議論が始まったのではないといえる。また、「訓練方式」として、「大学方式、東京都立工業短大方式、以上二つの方式のいずれかにインターン方法を併用するやり方と三つの方式があるが、いずれを選ぶべきか。」と提起していたのである。

上の東京都立工業短大とは一般の短大ではなく、戦前に職業訓練指導員を養成していた東京機械技術員養成所を母体とした短大であった。東京機械技術員養成所において清家正を中心に戦前に開発された「実技教科書」は戦後に職業訓練界で使用される実技指導書のモデルとなるが、東京都立工業短大では戦後も「実技教科書」を利用しており、実習を重視していた短大であった。

3年制案がどのようにして4年制になったのかが興味深い。その議論は第3回中訓設立委においてなされる。重要点をピックアップしてみよう。

有馬 私共はこの問題については意見を異にしている、入所資格としての年令を十七才でもよいということには反対である。その理由は二つありその一つは総訓が整備されれば年間九千人の修了生を出すことになるが中訓の定員百人中三十%を総訓出で埋めるとしても約三十人であり九千人のうち三十人のものが中訓に進むとしてそのために制度をつくることにはちょっと疑問をもつ。

それから就職先で初任給を決める場合短大あつかいか大学扱いというように既定の制度にあてはめがちで中訓の三年では大学の3／4というように格付されることは普通認められにくいのでこれを何とか解決したいと考えていたが入所資格を十七才とすればそこに又大きな問題が出て来る。反対理由のもう一つは基準法の危険有害業務に抵触するということであり、わずか三十名のために制度的な結び付きをつくり別教育もしなければならないということはいかにも無駄なような気がする。

乗富 中学校の先生も四年の大学教育を受けるのであるから中訓も四年が適当だ。

三島 それはやはり四年がいい一生違って来る。

上の議論の背景には、社会的な制度との関係があつたことが分かる。それは、わが国における学歴社会の存在を無視出来なかったことである。もう一つは、年令の問題として、「労働基準法」の規制問題とも関わ

り、入所者対象を上の両者のどちらにするかにより、制度の体系に大きな差異が生じ、議論が沸騰した様子が窺える。

この論点には、一方では中訓を大学と同等にする考え方というだけではなく、労福団が運営していた総訓（総合職業訓練所）に多く入所していた中学校卒業者対策も絡んでいた。つまり、労福団は総訓修了者の中訓への入所について極めて強い要望をした。しかし、総訓は2年制であったため、高校卒業者より1歳早く入所出来ることになり、高卒者との整合性をどのように図るかが議論の焦点であった。

労働省（有馬）は中訓が社会から認知されるために、高校との連続性と大学との同等性に意を配していた。このことは、臨訓審第3回会議における「職業訓練指導員と学校教員との資格調整」という課題を引き継いだものともいえる。

以上の結果、今日にも慣行として残っているように、高卒者を第一義的な対象者として、総訓修了者も排除しないという体制が整備されたことになる。

そして内田会長による次の発言で決着を見る。

内田 …年限は三年より四年がよいと思うが内容が問題でたゞ単に大学の四年に合わせて社会的評価を有利に導くと言うだけでは無意味である。

以上のように、労働省が3年制に固執していたのではなく、総訓修了者の入所に労福団が熱心であったため、その点の合意に意を配していたのであった。その結果企業内の技能者養成や社会通念としての学歴を前提にする論に落ち着いたといえよう。そして、4年制にした案では、「最終の1年がインターン」という考えだった（資料⑤-4回）ことが分かる。

このように定められた方針で、募集人員は「中央職業訓練所の設置運営に関する答申」（以下、「中訓設置答申」という。資料⑧）において100名となった。この根拠は現任指導員を3,000人としたことからの推計であり、産業界からも乗富委員による「相当需要はあると思う。…機械、電気、板金、溶接等は外部の需要を考えればもっと多くても良いのではないか、ことに板金等は。」との意見を勘案した定員であった。募集案内（資料⑪）では開設科は同じであったが、定員は各科10名となり、計80名となった。

上のように、中訓の教育訓練については産業界からも期待されていたことは重要である。今日の高等教育機関における職業教育の要望の先駆けといえよう。

ところで、上の答申を見ると大学と同等の長期訓練のみではなく、様々な業務の課題が列挙されている。

戦前の幹部機械工養成所の制度と極めて類似した在職者を対象とした「短期課程」⁽¹⁴⁾も同時に6ヶ月の基準が検討されている。その訓練は半年遅れの後期より始まっている。委員会の検討では従的に扱われているが、今後の社会ではより重視すべき制度であろう。

また、「再訓練」も検討されていた。当時は未だ在職者の向上訓練は行政課題ではなかったのであり、「再訓練」とは、中訓の業務ということで指導員の再訓練であり、今日の研修に連なる業務であった。

そして、国際協力の方針も明記されている。

以上のようなことから、中訓に期待された業務が当初より多様であったことがわかる。

なお、中訓は「職業訓練全般のコンサルタントとなり得る者の養成」のための職業訓練相談員について構想していた（資料⑫-1回）ことも注目される。

先に紹介した「中訓設置答申」の中核は職業訓練指導員の養成の「長期訓練」であるが、注目すべき「再訓練」の項に次のような一文がある。

職業訓練指導員の現況は、ある者は実技に多年の経験を有するが専門学科に関する知識が十分でない者、又ある者は専門学科の知識は十分習得しているが、実技能力の低い者という二様のものによってまかなわれているのが一般的傾向であるので、特に指導方法を中心とし、専門知識又は実技に関する補完的な訓練を加味した再訓練を実施すべきである。

これは、1932（昭和7）年に臨時生産管理委員会が答申していたことと極めて類似した理解であることが分かる。職業訓練指導員の問題は何時の時代も根底が似ているといえる。

指導員の問題が明確になってきたが、一方、「中訓設置答申」では、調査研究については国際協力よりも低く位置づけられ、研究課題も訓練方法に関する項目の羅列に終わり、「職業訓練法」の解説で渋谷が強調した職業訓練の研究、特に指導員の研究については課題としても掲げられなかった。「中訓設立委」で自らが危惧した“学校化”を克服出来なかった答申だったといえよう。

3-3 内容・方法について

そのカリキュラム構想には、特に文部系大学の教職課程を参考にしたことが分かる。

入所生として、まず、高校卒業の学力が求められ、

それを前提に訓練の目標として工高生を指導出来る程度の学力と、技術・技能的には技能検定2級程度を習得することが定められた（資料⑧）。また、指導方法としては大学の教職課程の修了程度のうえに、TWIを加えるとしていた。TWIはそのままではなく、大学に適したように再編されることが求められた（資料⑨）。これらの観点は、中訓が大学として社会的に認知されるための配慮の由だといえる。

とくに、大学とは異なる独自性としては、1年程度の職業訓練施設と生産工場における実習を強調していたことである。インターンと言う言葉も使われ（資料⑤-2）、生産現場における実習が当初から重視されていたことが分かる。

実習に関しては、技能との関係が重要である。中訓では訓練を開始した後も「技能」をめぐる論議は活発であった。最も極端な論争として昭和40年代にいわゆる“バケツ論争”⁽¹⁵⁾があったが、設立準備時の議論はそのような偏った議論ではなく、「理念」の項で紹介したように実習を重視することであった。

また、年間の訓練時間数の決定は、当時の職業訓練が労働時間として考慮されていたことを引き継いでいた。中訓はこれに比べると400時間少なくなっていたが、一般の大学の単位と比べると大幅に多くなっている。また、中訓設置委では防衛大学校が5,400時間であったこと（資料⑥-4）も考慮されていた。

中訓の構想が形作られ、具体的な募集は労福団に設置された中央職業訓練所設立準備室で行われた。募集パンフレットによると、労福団が検討し、公表した「中央職業訓練所訓練目標及び教科課程」（以下、「中訓教科課程」という。資料⑩）とほとんど同じ時間配分となっていた。労福団の教科課程では学科の時間として専門学科と一般学科との合計時間は記されていたが、両者の割合が明記されていなかった。

設置科は運営答申（資料⑧）に基づいて募集しているが、年度末に公布された基準（資料⑦）の設置科は、後に「運営」の項で紹介するように、鋳造科と鍛造科、建築科と木工科が分離し10科となっている。施行規則の基準の学科の設定が事前の案より多くなっていたことも知られていない事実である。

なお、労働省が省令で公布した基準は次の通りであった。

第二条の次に次の二条を加える。

（中央職業訓練所における職業訓練指導員の訓練の基準）

第二条の二 中央職業訓練所における職業訓練指導員の訓練の

基準は、次のとおりとする。

- 一 長期訓練（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者に対して職業訓練指導員として必要な技能を習得させるための訓練をいう。）
- イ 教科及び設備 別表第二の二に定めるところによること。
 - ロ 訓練期間 四年とし、各訓練年度における訓練時間は千八百時間とすること。
 - ハ 訓練を行なう一単位の訓練生数 訓練科目ごとに五人から十五人までとすること。
- ニ 実務実習 訓練期間の後期に、その指定する施設において実技及び指導方法に関する実習を行なうこと。
- ホ 試験 教科の科目ごとに各訓練年度につき一回以上行なうこと。
- 二 短期訓練（学校教育法による高等学校を卒業した者で、その後、当該訓練科目に係る職種に関し五年以上の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の技能を有すると認められる者に対して職業訓練指導員として必要な技能を習得させるための訓練をいう。）
- イ 教科及び設備 別表第二の三に定めるところによること。
 - ロ 訓練期間 六月とすること。
 - ハ 訓練を行なう一単位の訓練生数 訓練科目ごとに五人から十人までとすること。
- ニ 試験 教科の科目ごとに一回以上行なうこと。

- 2 前項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる基準の細目は、労働大臣が別に定める。

（以下略）

以上のような、中訓発足までに検討された各案における教科課程の枠組みを整理すると表1のようになる。表1のように、募集案内に示された教科課程は、労福団が8月に公表した「中訓教科課程」に準じていたが、基準の教科課程の構造は全く異なっている。

募集案内（資料⑪）での指導学科は、4年次をほぼインターンとして想定していた。これに対し基準では大幅な変更をした。基準における最大の変化は、「実務実習」の枠組みがなくなり、それは「実技指導実習」という科目として「指導方法」700時間の中で行うことになっていることである。この基準における実務実習の時間数削減により、実技時間に差はないが割合では1割強増加している。なお、学科の合計時間も大差ないが、割合では2割強増加している。

なお、年間訓練時間は、一般の職業訓練施設で当時は1,800時間であったが、今日は1,400時間に2割以上も減少している。しかし、今日の職業大の基準時間は5,600時間であり、職業大の場合は大きな変化は無いが、厳密にいえばむしろ増大していることも特色である。

以上のように、中訓の訓練内容は決定し、職業訓練指導員の養成訓練が開始された。

表1 各種案・基準における教科別時間配当の比較

区分 資料	一般 学 科	専門		指導学科		計
		学 科	実 技	指導方法	実務実習	
教科課程専門委報告書 (昭和35年8月20日)	9.3% 672	20.0% 1,439	38.1% 2,743	9.7% 700	22.9% 1,646	100% 7,200
訓練生募集案内 (発行日不詳)	9.4% 680		58.0% 4,170	9.7% 700	22.9% 1,650	100% 7,200
施行規則基準 (昭和36年3月30日)		38.1% 2,118	49.3% 2,742	12.6% 700		100% 5,560

3-4 運営のあり方について

やがて、中訓は学生を募集し、その活動を開始した。しかし、指導員養成等の運営は初めてであり、暗中模索というのが実情であったはずである。そこで、労働省と労福団および中訓は相互に理解と情報交換を行うために中訓の運営に関しての協議会を設けた。後に言う“三者協議”であるが、それは「中央職業訓練所運営連絡会議」といわれていた。労働省は「2ヶ月に1回位開催したい。」（資料⑫）としていたが、当初はほぼ月に1回のペースで開かれていた。

第1回は労働省よりの説明が中心となっている。第2回において、研究についての議論がなされているが、先に紹介した学会の設立に関する事を除けば職業訓練に関する研究についての論点は深まっていない。

なお、第3回では次のような、中訓の位置づけに関する極めて重要な意見が交わされている。それは会議に出された「中央職業訓練所の運営に関する覚書（案）」（以下、覚書（案）という）⁽¹⁶⁾を巡る以下の議論である。なお、労働省から職業訓練部長、指導課長が、労福団から池辺理事、第二事業部長が、中訓から

所長、副所長が出席している。

(労働省) 覚書(案)について趣旨説明を行なう。

覚書きについては、かたくるしいと感ぜられる面があるかも知れないが、中訓が業務内容の面で積極的に発展するため覚書きをつくつた。教育で言えば、われわれが文部省に相当し、中訓は例えは東大であると考えているので細かな点をいうつもりはないが、中訓を業務の末端機関と考える向もあるので、この点をはつきりさせるため覚書きをつくった。

(事業団) 中枢機関の意味はどんなことか

(労働省) 今後中訓の社会的地位が認められるにつれ、狭義の指導員養成等の業務に止らず、いろいろの面で総本山としての性格がはつきりする。

もう一つ国際センターの機能により国内外からの評価も得られるであろう。

(事業団) 労働省は行政のラインの頂点にある。それ故第1(任務)の書き方で、主語が、中訓では、中訓の一人りきみにならないか。労働省が、中訓をこう考えるとすべきだ。

(労働省) 中訓の任務については、宣言規定と解してもらいたい。それ故、世間一般、産業界に対しても言つてはいることである。

中訓の業務の中には、行政ベースに乗るもの乗らないものがある。中訓自体がのり出してやらなければならぬこととが沢山ある。

(中 訓) 全体を通じて、しなければならないことは、労働省側のきめたことのみでなく、この決定について、施設とか人の面での裏付けがなされるということである。

(事業団) 行政上労働省があり、事業団があつてそれぞれの指導的な役割を行政上もつてゐる。中訓については、事業団本部で、中訓の成果をとりあげて、各総訓を技術的に指導すべきである。(任務)の中で、指導的役割とわざわざ書くと混乱しないか、

(労働省) 行政ベースは、労働省、事業団本部という系列でよい。中訓は、技術的、専門的な面からの役割と考えている。また、産業界にたいしては、もつべきものをもつたものが、指導にあたるようになるものだ。

(事業団) 中訓を労働省の直轄機関として考えてゆく点に意義はないが、中訓の運営には事業団が直接的責任があると考える。

(労働省) いろいろの意見あるが、運営の問題については今後第三者協議でゆきたいと考えている。

本部は、金銭を確保し、人を確保してもらいたい。業務の運営については、労働省も相談してやってゆく。

(事業団) 中訓が、訓練の中枢機関となることははつきりしている。ただ指導的役割と言うと行政指導の面とまぎらわしい、中枢機関の役割には、指導的なもの以外がある。

それ故「中枢的機関としての役割」と書くことにしてほしい。

(労働省) その趣旨で指導的は削除しよう。

(中 訓) 第7の一般教育機関との関係で、資格の調整を言つているが、これはどういうことだ。

(労働省) 現在の訓練の方向では、この点は考えられないが、今後の問題としてかかげたものである。

(中 訓) 調整はする方向なのか、しない方向なのか。

(労働省) 中訓の独自性に立脚して、調整を行ないたいといふ方向である。

覚書の取扱いについて、労働省、事業団及び中訓三者の申し合せ事項とすること、6月15日付で文書に作成することを決定した。

第3回の議事録によれば、「覚書(案)」は6月15日に合意されるようになっているが、最重要点は「運営の基本原則」の「その運営に当っては、労働省の方針が直接反映する体制を確立するものとする。」の覚えであろう。ここに、当初に紹介した中央職業訓練指導所の意図が現れていたといえよう。ただ、上の議事録のように、中訓の位置づけについての立場については微妙な意識のズレを読み取れる。

また、「覚書(案)」でその後の職業大にとって特に重要な論点は、最後の「中訓の独自性」の労働省の言葉であろう。しかし、上の議論のように、労福団は中訓の独自活動には消極的であったことがわかる。

さらに、「中訓修了生の資格」とは学士のことである。後に学士取得が認められたが、その「工学士」の名称が妥当であったのか、ということが問われているといえよう⁽¹⁷⁾。

中訓運営の自主性が尊重されたとしても、指導員研究の問題が深まるごとにストレートにつながったとはいえないが、上のような指導員問題に対する意識化が継続されていればその後の職業訓練大学校、職業能力開発総合大学校の運営に重要な羅針盤の形成に役だったはずであろうと思われる。

中訓の設立が検討されることと並行して労福団から雇用促進事業団の分離独立が検討されていた。やがて雇用促進事業団は分離独立し、「組織規程」(資料⑬)で中訓の「第4章 施設の事務分掌」を次のように規定した。

第59条 中央職業訓練所の調査研究部においては、主として、次の各号に掲げる事項の調査及び研究に関することうをつかさどる。

(1) 職業訓練の教科及び教材に関することう。

- (2) 指導方法に関すること。
- (3) 技能の習得及び向上に関すること。
- (4) 職業訓練の効果の測定に関すること。

第60条 中央職業訓練所の訓練部に次の科を置き、職業訓練指導員の訓練の実施に関するこことをつかさどる。

鋳造鍛造科
機械科
板金溶接科
第1電気科
第2電気科
運輸装置科
木材加工科
塗装科
指導科

中訓での教育訓練が始まった後に、新たな「雇用促進事業団法」に規定されることになり、中訓は中訓誕生3ヶ月にして規定上からいうと、その運営は分家に移されたのである。

上の第59条のように中訓の業務の筆頭に調査研究部の所掌事務を上げていた。このことは、法令の規定からすると当然であったが、中訓の業務の役割を考える時に重要である。そして、第60条において訓練部における指導員の訓練が規定されていた。

この規程において、事業団の組織規程に今日のような基礎学科の組織が明記されていなかったことが注目される。この事は、一般学科を失念したというのではなく、一般学科は専門学科と区別せずに一体的に行うべきだ、との構想が潜在していたからかも知れない。例えば、「実技を中心として関連学科を教えられる指導員にしたい」や、「物理学等については指導員が教えられるようにしたい」との有馬委員の発言（資料⑤-2）にみることができる。ここに、新たな大学としての中訓の内容論が浮かんでくる。すなわち、事業団の規程に指導員養成の研究問題が暗示されたのである。

これらの中訓の規定に見るよう、法律の性格から、当初は指導員の養成よりも職業訓練に関する調査研究が上位に位置付いていたのであり、このことに関しての労働省、労福団と中訓との運営に関する重要な議題となっていた。それは3回の「中訓運営議事録」に認められる。

昭和36年8月30日に規定された「雇用促進事業団一般業務方法書」（業務方法書第1号）においても、中訓の運営方法については上の事務分掌とほぼ同様に定められていた。

4. 中訓設立の日本的課題

臨訓審による中央職業訓練指導所の設立提起における最大の期待は、職業訓練への研究であり、中でも職業訓練指導員養成制度の研究が重要であった。しかしながら、この期待は職業訓練界の状況変化に翻弄され、その展望の下での方策を的確に構想出来ず、日本社会の慣行、つまり学歴社会へ“入会”するという一般化を追求したことが、今日の困難の要因に連なっている一面であるともいえる。

その理由は、職業訓練指導員の養成制度をわが国の学校教員養成を参考にした限界であった。つまり、職業訓練の対象者の問題と職業大の存在意義の追究が希薄だったことである。中訓のあり方として社会的整合性を求めるため、「学校的な」ことを危惧しながら、教員養成制度という大学を参考することになった。その視点には職業訓練の現場の実情から指導員養成のあり方を考究する視点が弱かった⁽¹⁸⁾。

以上のように指導員研究が深まらなかったのは、職業訓練を技術の指導の側面からのみで考えたからである。つまり、その発足の課題を忘却して対象者の視点が弱まっていることに現れている。学校教員でさえ、対象者が児童と高校生とでは教員免許の種類が異なるのであり、職業訓練指導員の場合はより根本的な差異があるにもかかわらず、その差異を認めなかつた事による。

確かに新規学校卒業者に対しては学校教育と同じような考え方でも良いかも知れないが、在職者の訓練が最大課題となった昭和48年のオイルショック以後も、養成訓練的な指導員体系を改革することに意を払わず、工高教師のような新卒者訓練担当の指導員像を脱却出来ず、訓練科（職種）の改編のみで職業大の再編を考えたことであった。在職者への訓練の方法が新規学校卒業者に対する方法で良いはずがないのである。さらに、大半が大人である離転職者を対象とした訓練もある。

以上のような改革の裏面に指導員論の研究が頓挫したことがあり、職業訓練指導員に関する調査研究が顧みられなかつたことにつきる。学科の再編も確かに進ってきた。しかし、その再編は技術革新に合わせた工学科の再編であった。

中訓は職業訓練大学校になった以降、大学と同等となるために教科課程構造の大幅な改編を行った。ところが、その後、平成3年に文部省の大学設置基準は改正され大綱化している。この大綱化による枠組みは中訓の出発点の昭和36年基準の枠組みと類似しており、職業大の今後のあり方を考える要素として検討する視

点になるであろう。模索は新たな構想となりうる証左である。

また、これまで職業訓練大学校の再編と連動して大学校の名称の変更もあった。英語名も I V T (Institute of Vocational Training) から平成5年にPOLYTECHNIC UNIVERSITY (P T U) に改正した。しかし、この英語名の変更は大学校の本来の目的を表していないといえる。なぜなら、それは香港、カナダやヨーロッパにある純粋な工科大学の名称であるからである。一方、“Education”は「教育」ではなく能力の開発である⁽¹⁹⁾ことを考えればP T UよりもEducational UniversityやUniversity of Educationの名が適切なことが分かる⁽²⁰⁾。

職業高校が専門高校と改称されたように、わが国では職業教育がきちんと整備できないことの一つに、教員養成問題がある。つまり、大学工学部の単位を取れば教職科目は“暫定処置”により読み替えられ、ほとんど教育学関係の単位を取らなくても高校教員の免許が取得できている。そのような教師が実習は当然として職業に関する事を教育できるわけではなく、理論中心の展開となり、大学進学を指導することになるのは自然であろう。「職業高校」を「専門高校」という分類へと呼称変更したのもその延長線であろう。

このようなわが国の問題へのチャレンジであった中訓が、その改革過程において学校教育を模倣せざるを得なかったことが、社会にも支持される新たな中訓を創造できなかつた要因でもあった。

最初に紹介したように中訓の業務の第一は職業訓練に関する研究業務であった。また、渋谷が解説したようにその重要課題は指導員養成に関する研究を含んでいた。しかし、指導員養成に関する研究をほとんど実施してこなかつた。さらに、1978（昭和53）年の「職業訓練法」の改正において職業訓練大学校の第一の業務は指導員養成になり、研究業務は第二項に降格された。このことにより、指導員制度に関する研究はさらに意識化が希薄となつた⁽²¹⁾。

今日、本来の設立目的である職業訓練指導員養成により、どのように社会に貢献し、サービスを提供するかが問われているといえよう。

おわりに

モデルのない中訓創立の検討が始まったが、一方では中訓は欧米にもない全く新たな制度の創設を構想したともいえる。換言すれば、全く新たな中訓を設立し

なければ、職業訓練の運営、つまり、技術革新が進む時代の技能者の養成を担当出来る職業訓練指導員を養成出来ない、との判断であった。それは、理論と実技の統合による指導員養成という困難なチャレンジであったのである。

例えば、ダイアーチがわが国において実習の重視を模索した⁽²²⁾方法は、母国イギリスで達成出来なかつた工学教育のあり方だったのである。しかし、その後の経過に見るよう、それはわが国では頓挫した。

このような、明治期のチャレンジが無意識のうちに中訓の創立に再度提起されていたのである。換言すれば世界にない制度の確立のために中訓が設立されたとも言えるかも知れない。

このような課題へチャレンジする思想は日本的な精神として潜在しているのかも知れない。それは、日本の学校体系のエリート主義に対するアンチテーゼとしてしばしば新たな構想時に持ち上がるようである。この思考形式は、生産現場の担当者間では階層間の差別意識が希薄であり、技術者と生産担当者との協力関係が極めて密接に行われるわが国的好ましい人間関係が土壤にあるからかも知れない。

しかしながら、その構想の実現は困難であり、結果的に、実技は総訓の専門訓練を、指導法は大学の教職課程を、専門技術では大学工学部を参照せざるをえなかつた。そして最終的に、社会的に認知される可能性を考慮することとなつた。以上のような設立過程の議論を概観すると、新たな理想による中訓の創立は、わが国の学歴社会に対抗しつつも、その中の制度の整合性を求めるねばならないという、矛盾する困難な課題であったため結果的にそれらの折衷策を探らざるを得なかつたという苦肉の策が窺えるのである⁽²³⁾。

歴史を振り返っての嘆息は意味が無いが、今後の糧のために反省すべき事として再度挙げれば、第一に「職業訓練法」の解説で渋谷直蔵が記した中訓の「解説」の意味を検討課題とせず失念したこと、第二に、労働省と事業団及び中訓=職業大との三者協議が機能しなかつたこと、第三に具体的にはその後の中訓の指導員養成が工学の追究に追われ、指導員養成方法の研究が意識されなかつたことが本来のあり方を見失うことになった、といえよう。

職業大の課題とは、未だ解決されていない上のような新たなチャレンジを学問として求め続けなければならないということなのであろうか。

(お礼)

本稿に用いた中訓に関する資料には、職業訓練大学校に永年勤務されていた祝藤次郎氏、金子良三氏、および野口俊幸元通信訓練部長から譲り受けたものがある。三氏には貴重な資料を譲渡頂いたことに御礼申し上げる。これらの資料は『中央職業訓練所設立関係資料集』に掲載されている。

また、査読者には丁寧な御指摘を頂きお礼申し上げる。

(参考文献)

- ・成瀬政男「訓大創立前後のわたしのこころ」、『技能と技術』、2／1978号～4／1978号。
- ・訓大20年史編集委員会『訓大20年の歩み』、昭和57年3月。
- ・田中萬年『わが国の職業訓練カリキュラム』、燭台舎、1986年10月。
- ・田中萬年『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会、2007年3月。
- ・『中央職業訓練所設立関係資料集』、職業能力開発総合大学校、2008年9月。再掲資料は以下の通りである。
 - ②「臨時職業訓練審議会議事経過」、『労働行政要覧』（昭和三三年版）
 - ③「職業訓練制度の確立に関する答申」、昭和三十二年十二月六日臨時職業訓練審議会答申、同上。
 - ④（法律解説）「中央職業訓練所」、渋谷直蔵『職業訓練法の解説』、労働法令協会、昭和33年7月。
 - ⑤「中央職業訓練所設立委員会議事録」、第一回：昭和三四年三月一七日、第二回：昭和三四年四月九日、第三回：昭和三四年五月一四日、第四回：昭和三四年六月四日。
 - ⑥（同上委員会附属資料、日欠）
 - (1)「機械関係」
 - (2)「職業訓練指導員及び学校教員養成比較表」
 - (3)「教育課程」、「訓練課程」
 - (4)「訓練及び教育内容比較表」
 - (5)「短期訓練比較表」
 - ⑦昭和三十六年三月三十日「職業訓練法施行規則の一部を改正する省令」（抄）。
 - ⑧「中央職業訓練所の設置運営に関する答申」（昭和34年6月30日）
 - ⑨『中央職業訓練所教科編成専門委員会における報告書』、昭和35年7月。
 - ⑩「訓練目標及び教科課程」、「中央職業訓練所訓練目標及び教科課程」（抄）、労働福祉事業団、昭和35.8.20。

⑪「設立の目的」、「募集科目と人員」等、『中央職業訓練所訓練生募集案内 昭和36年度』、労働福祉事業団中央職業訓練所設立準備室。

⑫「中央職業訓練所運営連絡会議議事録」、第一回：5月8日、第二回：5月29日、第三回：6月12日。

⑬「組織規程」（抄）、（雇用促進事業団規程第2号）、昭和36年7月1日。

※なお、①は筆者が整理した「職業訓練指導員制度略年表」である。

(注)

(1) 中央職業訓練所設立後の研究としては金永鍾『日本の職業能力開発総合大学校における職業訓練指導員養成に関する歴史的研究』、忠南大学校（大韓民国）博士論文、2006年2月がある。

(2) 「職業訓練法」の成立過程については山見豊『昭和33年職業訓練法の成立過程』、職業訓練大学校調査研究資料第2号、昭和47年がある。

なお、「職業訓練法」制定以前の公共職業補導と技能者養成の目的は「知識、技能」および「知識技能」の養成であったが、「職業訓練法」の目的からは知識が回避され、「技能」の養成となっている。このことが、その後の職業訓練指導員についても様々な影響をもたらしたと考えられる。

(3) 国立国会図書館ウェブ「国会会議録検索システム」より。なお、断りのない国会審議録は同ウェブによる。

(4) 中訓設立にいたるまでの職業訓練指導員養成の戦前の概要と、戦後の職業訓練指導員に関する状況は以下の通りである。

重工業の発展に併せて設置された商工審議会が1928（昭和3）年に「工業技術員の養成に関する方策」を答申したことから始まる。答申は「学校出身者は実際の技術に通暁せず、実際の技術に習熟せる職工は学問上の知識に暗く、両者を全く併せ有する者は甚だ少なし。故に、学校出身者に対して職工としての実際の技術を習熟せしめ、所謂職工に対しては必要な学問上の教育を施す」必要があるとした。そして、満州事変を契機に重工業の発展の過程で設立された二種の施設に結実した。それは指導員としての業務の形態により、専門職として対応する専門的指導員と、職場の職長を兼ねる職長的指導員の養成方法に分けられる。前者は1938（昭和13）年に設立された機械工養成所専攻科（後に機械技術員養成所と改称）であり、後

者は1940（昭和15）年以降に設立された幹部機械工養成所である。これらは今日の長期課程と専門課程に類似した制度であったといえる。その両者の比較は次表の通りである。

表 二種の指導員施設の対比

類型	職長の指導員の養成	専門職的指導員の養成
施設名	幹部機械工養成所	機械工養成所＝専攻科
設置主体	道府県(厚生省主管)	国(商工省所管)
設置場所	東京、大阪、愛知、福岡、神奈川、兵庫、広島、北海道、新潟	東京、大阪、愛知
養成の目的	中小企業の技能者養成担当指導員	中小企業のための機械工養成担当者の指導員
入所資格	5年以上的経験工、21才以上の男子	本科卒業生(本科入所資格:17~25才の中等学校卒業以上)
雇用関係	有(工場主の推薦者)	無
訓練期間	6ヶ月	6ヶ月(本科:1年)
訓練時間	600(パートタイム制)	1,196(本科:2,592)
指導学科	技術指導法 25時間	教育学大要 10時間 実地指導練習 306時間
修了後の資格	幹部職工または技能者養成指導員	役付工または実技指導者

戦後になると、東京の機械技術員養成所は都立工業短期大学となったが、幹部機械工養成所は都道府県立の公共職業補導所となり、一般の職業訓練を実施していた。公共職業訓練は「職業安定法」において失業者を対象にした職業補導として、また企業内訓練は「労働基準法」において中学校卒業者を対象とした技能者養成として再発足した。指導員については「職業安定法」と「労働基準法」の下でそれぞれ次のように規定された。

公共職業補導を担当する「指導員の資格基準」は「職業安定法施行規則」第21条第2項において「職業補導に従事する者（以下指導員という。）は、職業安定局長の定める資格を有する者でなければならない。」と規定された。昭和23年4月7日に通達された「職業補導所指導資格基準」は訓練科の種類により三種に分かれ、機械工や電気工等の

近代工業に関する「指導員の資格」は学歴と実地経験により規定された。

一方、企業内の技能者養成担当者の資格は「労働基準法」下の「技能者養成規程」の第18条において「次の各号の一に該当する使用者でなければ、技能者の養成をすることができない。」として経験年数と学歴により、または事業主の認定証により規定された。

詳しくは田中萬年「戦前における職業訓練指導員の養成について」、『職業訓練大学校紀要』第10号B、1981年3月、及び『職業訓練原理』を参照されたい。

- (5) 田中萬年「公共職業補導制度と企業内技能者養成制度の統合の論理と問題」、『職業訓練研究』第14巻、1996年3月。
- (6) 労働省『労働行政要覧』昭和33年版、労働法令協会。
- (7) 前掲注4を参照。
- (8) 前掲書(6)。討議日時は昭和32年8月以降である。なお、(3)の内容は公共職業補導であるので、タイトルは「職業補導に関する問題点」のミスプリといえる。
- (9) ILOの1939年の「職業訓練に関する勧告」では既に職業訓練の中に学校教育を含めていた。この勧告を引き継いだと思われる構想として「職業訓練の制度」を「学校教育、技能者養成、職業補導、監督者訓練、その他の訓練」のように統合的に整理していた。『職業安定広報』昭和28年10月臨時増刊号。
- (10) 前掲書6。
- (11) 本文中、(資料〇)の〇印は参考文献の『中央職業訓練所設立関係資料集』に再録された資料であり、参考文献に付した番号を意味する。
- (12) 全文は以下の通りである。(資料集に未掲載)

中央職業訓練所設置案問題点

一、職業訓練指導員の養成訓練の目標を如何にするか。

現行免許職種一三八職種のうち、中央職業訓練所で養成訓練対象の職種を決定し、(イ) 指導員に必要な一般教養(ロ) 専門知識、技能(ハ) 教える能力(ニ) 人的物的訓練資材の管理能力についてそれぞれの目標を定め訓練を行う必要があるのでこの点について検討を要する。

三四、三、三一

(注) 職業訓練基準の構成は、学科、実技に大別されているのでこの点を考慮に加えること。

二、訓練方法について

- (1) 指導員候補者の選択は如何にするか。
指導員の資質を確保する上から、指導員訓練の形態別に入所資格を決定する必要があるのでこの点について検討を要する。
- (2) 養成訓練の内容を如何にするのか。

訓練期間内に履修すべき教科目並びにその履修方法及び訓練生の編成等について定める必要があるので、この点について検討を要する。

三、訓練に必要な設備、資材の基準を如何にするか。

- (13)職業訓練に関する研究は次第に体系化してきたが、「職業訓練学」についての主張は故佐々木輝雄教授が昭和58年の職業訓練大学校研究発表講演会において「職業訓練の資料研究についてー『職業訓練学』の形成をめざしてー」と発表したのが濫觴であろう。
- (14)「中央職業訓練所設立委員会」の資料と思われるものは「短期課程」(『資料集』未掲載)となっているが、(資料⑨)では「短期訓練」となっており、用語は統一されていない。6ヶ月で専門学科520、指導方法380、計900時間である。この枠組みは、昭

公共職業訓練の基準は、訓練職種別に定められているが、その関連において指導員訓練並びに調査研究に必要な設備及び資材の基準について定める必要がある。

和36年3月30日に施行される「職業訓練法施行規則」の基準と同一である。

- (15)“バケツ論争”とは、それまで手作業=技能中心で作成していたバケツが技術革新が進むにつれ、技能が不要となるという立場と、技能は普遍だとする立場との技能を巡る論争である。
- (16)全文は次の通りである(日付は空白だが、議事録によると6月15日とするとしている。資料集に未掲載)。

中央職業訓練所の運営に関する覚書(案)

労働省、労働福祉事業団及び中央職業訓練所は、中央職業訓練所の今後の運営について協議し、昭和36年月日次の点で、意見の一致をみたので、別添議事録とともに記録にとどめる。

記

(任務)

第1 中央職業訓練所(以下「中訓」と略称する。)は、職業訓練に関する調査研究、職業訓練指導員の訓練等の業務を通じて、公共職業訓練及び事業内職業訓練の中核機関としての指導的役割を果たすべきものとする。

2 技能の国際交流の重要性に対応し、近い将来において中訓に国際職業訓練センターを併設し、外国人訓練生の受入れ及び海外派遣指導員の養成を行なうものとする。

(運営の基本原則)

第2 中訓は、その任務に鑑み、職業訓練行政と緊密な結びつきの下に、調査研究、訓練等を行なう必要があるので、その運営に当っては、労働省の方針が直接反映する体制を確立するものとする。

2 中訓は、業務運営の経験に従事して職業訓練行政の専門的、技術的な面の向上、発展につとめ、労働省及び労働福祉事業団に対し適切な意見の提起に努めるものとする。

3 労働省、労働福祉事業団及び中訓の三者の意思疎通をはかるため、三者連絡会議を定期的に実施

するものとする。

(人事に関する協議)

第3 労働福祉事業団は、中訓の職員の人事のうち、所長、副所長、教務長、事務局長並びに調査研究部にあっては研究員以上及び訓練部にあっては助教授以上の職にある者に関しては、あらかじめ労働省に協議するものとする。

(規則制定等に関する協議)

第4 中訓は、所則、教授会規程その他重要な規定の制定及び改廃については、あらかじめ労働省及び労働福祉事業団に協議するものとする。

(教科書、教材の検討)

第5 労働省で行なう教科書、教材作成作業の一環として、中訓においては、その内容の検討、モデル教材の作成等の業務を行なうものとする。

(産業界との提携)

第6 中訓は、その業務内容が、産業の進展に即応し、産業界の実態から遊離しないように常に産業界との積極的な提携をはかるものとする。

(教育機関との提携)

第7 中訓の業務の内容を充実するため一般教育機関との意見交換、人事交流等を通じ、その提携に努めるものとする。

2 一般教育機関との関係における中訓修了生の資格調整の問題は、今後の実績をまって、中訓の独自性に立脚して検討すべきものとする。

(17)当時は「工学」の他の新名称を付けることは不可能だったかも知れない。ただ、その後に学士が多様化した時にも安穩としてきたことが問題となる。例えば、防衛大の学部は工学士であるが、大学院レベルは「安全保障学」も授与している。

「工学」の普遍性を追求することは、特殊性がないという批判にさらされることを受容しなければならない。

ちなみに、ものつくり大学の紹介が2008年10月13日付『朝日新聞』「教育」頁の「大学」欄に「究める」として紹介されたように、批判の対象ではない。ものつくり大学では学士として「技能工芸学」を、大学院では修士として「ものつくり学」を授与している。

(18)例えば、「随時入所」制は戦後初期の公共職業補導に既に有ったが、高度経済成長期下における“学校”化的整備でその本来の理念を失念していた。学校的職業訓練はオイルショックの不況に対応できず1978（昭和53）年の改正「職業訓練法」にわざわざ「職業訓練の開始の時期の多様化」を法令に入れなければならなかった。そのために導入したのが「モジュール訓練」であった。このモジュール訓練は基本的に個別指導法を前提とすべきであったが、そのための指導員養成も対応が十分でなかった。このようなためモジュール訓練の普及は拡大しなかったのである。

(19)田中萬年「『文部省』の意味と変質」、『職業能力開発総合大学校紀要』第34号B、2005年3月または、田中萬年『教育と学校をめぐる三大誤解』、学文社、2006年。

(20)職業大をモデルとした韓国技術教育大学校（旧韓国産業技術大学）はKorea University of Technology and Educationとしている。また、中国労働福祉事業団部が設置する天津工程師範学院（旧天津職業技術師範学院）はTianjin University of Technology and Educationとしている。

(21)例外的に、職業能力開発総合大学校のプロジェクト研究として指導員の実態研究が行われた（森和夫代表『職業訓練指導員の実情に関する調査』、平成5年度調査研究報告書No.72。）が、その重要性が注目されずに看過されている。教育学界では教師論が一つの重要な研究課題になっていることに照らしても、この指導員論の研究の欠落を早急に補わなければならないと言えよう。つまり、職

業能力開発総合大学校の研究は指導員のあり方の研究とは不可欠の関係にあるからである。1988（昭和63）年の研究課程の設置にしても工学研究を中心とした専攻科に終わっており、その検討の停滞が例証といえる。

職業訓練大学校から職業能力開発大学校への改名によっても職業訓練指導員の養成に差がないことを批判して、我々は新たな指導員養成体系を提案した（田中萬年・村瀬勉「職業訓練指導員養成体系の再編成に関する試論」、『職業能力開発研究』第12巻、1994年3月）。その中で、指導員免許を今日の単一制から段階的体系制を提案し、職業大の課程をその免許と対応させるように提案した。しかし、残念ながら指導員養成体系の改革は注目されなかつたが、その構想は今日でも一つの素案として意義を失っていないと思われる。

(22)三好信浩『ダイア―の日本』、福村出版、1989年。

お雇い外国人として招聘されたヘンリー・ダイア―はイギリスで困難だった理論と実習を重視する教育を東京大学工学部の前身である工部大学校において都検（実質の校長）として試みた。ダイア―の実験は高く評価され、ヨーロッパに“ブームラン現象”を起し、工部大学校をモデルとした技術カレッジ（短大ではなく単科大）が設立され、今日に受け継がれているのである。

ダイア―は在日6年間で工学分野における様々な貢献をしイギリス人として初めて叙勲を受けたにもかかわらず、ダイア―が一般に知られていないということは、わが国の実学軽視=理論傾斜観念の一つの証ではなかろうか。

例えば、クラークが在日10ヶ月（札幌農学校教頭は8ヶ月）であったにもかかわらず（特に新たな教育を実践したわけでもないにもかかわらず）多くの人々の記憶に残っている理由は、離日に当たり述べたとされる“Boys be ambitious”が、人材確保策として進められていた学校整備の立身出世觀と相俟って人々に定着したためと推測される。

(23)この問題には、実技指導の重要性がわが国ではこれまで顧みられなかったことがある。実習は現実の実践において重要なカリキュラムであるというだけではなく、学ぶ者は誰でも実習に興味・関心を持ち、指導の基本として「実物教授」があるにもかかわらず、わが国ではこれが軽視されてきたことが今日の教育論に欠落した大きな問題であろ

う。このことは、今日の看護師教育においても（關戸啓子「入学間もない看護学生が体験した「介護実習」における学びの深まり」、『日本産業教育学会第49回大会研究発表要旨集』2008年10月）、また専門学校教員のあり方（吉本圭一「専門学校教育と教員の資質に関する研究」、同上）を検討するためにも無視できない視点となっている。さらに、わが国では進学率の向上による高等教育機関における職業教育化の実施における問題にみられる。このことは、辻田雅美「オーストラリア継続教育機関（TAFE）における高等職業教育の考

察」、同上のように国際的な傾向でもある。

以上のように、中訓のチャレンジは、今日試みられている教育問題の先駆けであったといえ、それだけ困難があったのである。

なお、中訓が抱えたその他の問題として、「指導員免許を持った実践技術者」のモットーのように、職業訓練指導員を専門職とすることとは逆転した定義をしていたことに表れている。そして、専門職的指導員のためのセンターを組織化できなかったことが揚げられる。

The idea of the establishment of “Chuo-Shokugyo-Kunren-Syo” – Related to the vocational training instructor preparation –

TANAKA Kazutoshi

“Chuo-Shokugyo-Kunren-Syo,” the Central Institute for Vocational Training, the predecessor of the present Polytechnic University, was established in 1961. The missions of the Institute are the preparation of vocational training instructors and the researches on vocational training. The initial idea of the establishment of the Institute was to prepare the instructors who had the so-called trinity abilities in vocational training, the university level in knowledge, the

skilled worker level in practical skill and the professional teacher level in leadership. The idea of instructor preparation, however, has been in face of a difficult problem. Although the Institute has made a great deal of effort to realize the initial idea, the realization is hitherto insufficient and consequently there are still many problems to solve. The researches of the instructor in vocational training are more necessary.